

事例報告

# 北秋田市における機構関連事業の 取組について

北秋田市産業部農林課 主幹 小塚 重光

# 北秋田市の概要

- 面積 1,152.5km<sup>2</sup>

秋田県全体の**約10%**を占める広さ

- 森林が占める面積 85.2%

農地面積は、わずか **5.7%**

- 耕地面積 **6,370ha**

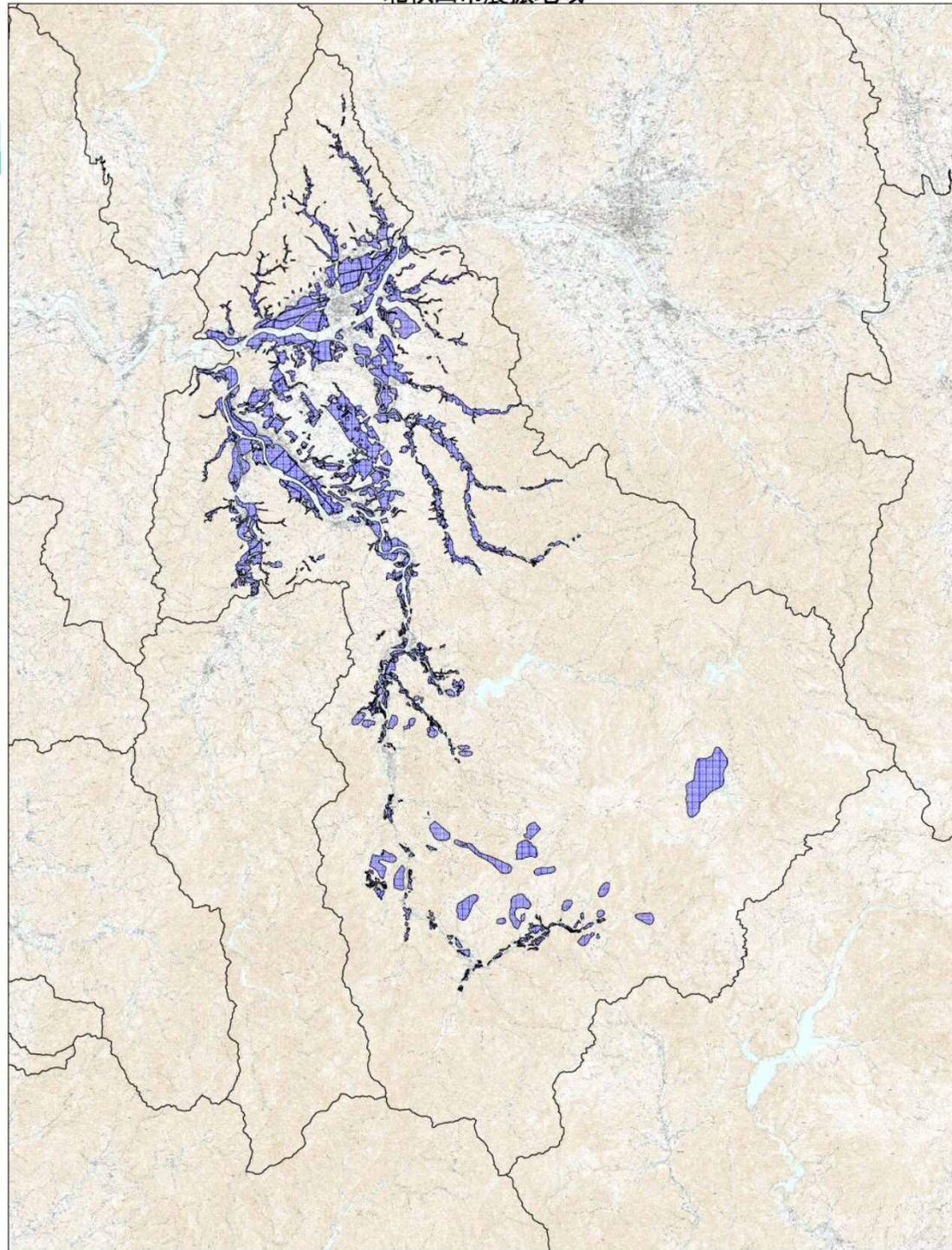
秋田県の全農地面積に占める割合 **4.3%**

森林が大部分で農地が少ない

平成17年3月22日に  
鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町が合併して誕生



北秋田市農振地域



# 北秋田市の農地中間管理事業の実績

管内名	市町村名	借受（集積計画）									
		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		計	
		件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）	件数	面積（ha）
鹿角	鹿角市	3	2.6	95	76.2	98	67.8	81	59.7	277	206.3
	小坂町	8	7.8	1	0.4	2	6.2	1	1.5	12	15.9
	計	11	10.4	96	76.6	100	74.0	82	61.2	289	222.2
北秋田	大館市	83	67.3	451	381.7	114	95.1	187	112.5	835	656.6
	北秋田市	52	49.0	355	307.1	164	160.8	215	182.4	786	699.3
	上小阿仁村	0	0.0	11	12.5	5	5.9	3	3.7	19	22.1
	計	135	116.3	817	701.3	283	261.8	405	298.6	1,640	1,378.0
山本	能代市	45	46.7	76	92.2	142	147.9	115	80.9	378	367.7
	藤里町	3	1.9	1	1.4	29	25.2	4	2.8	37	31.3
	三種町	39	54.8	67	70.0	31	46.2	70	51.4	207	222.4
	八峰町	8	8.5	7	12.0	0	0.0	3	22.4	18	42.9
	計	95	111.9	151	175.6	202	219.3	192	157.5	640	664.3
秋田	秋田市	154	161.0	133	128.9	95	85.5	134	159.6	516	535.0
	男鹿市	1	0.5	245	231.0	27	18.8	0	0.0	273	250.3
	潟上市	9	18.1	30	41.4	23	21.8	30	38.2	92	119.5
	五城目町	20	14.1	16	18.4	24	20.8	8	9.4	68	62.7
	八郎潟町	9	7.3	7	5.2	10	4.4	4	3.7	30	20.6
	井川町	0	0.0	10	17.9	26	39.7	5	5.2	41	62.8
	大潟村	4	4.0	13	15.2	11	10.5	5	6.3	33	36.0
	計	197	205.0	454	458.0	216	201.5	181	222.4	1,048	1,086.9
由利	由利本荘市	170	135.9	96	97.9	112	120.0	63	56.2	441	410.0
	にかほ市	7	9.5	74	124.8	59	102.8	45	46.9	185	284.0
	計	177	145.4	170	222.7	171	222.8	108	103.1	626	694.0
仙北	大仙市	327	388.5	550	602.5	620	769.4	484	494.5	1,981	2,254.9
	仙北市	67	74.2	75	88.9	88	85.6	67	72.3	297	321.0
	美郷町	131	153.5	341	406.5	240	268.9	91	115.5	803	944.4
	計	525	616.2	966	1,097.9	948	1,123.9	642	682.3	3,081	3,520.3
平鹿	横手市	304	334.0	554	593.1	378	355.3	380	406.5	1,616	1,688.9
	計	304	334.0	554	593.1	378	355.3	380	406.5	1,616	1,688.9
雄勝	湯沢市	144	82.4	214	148.0	115	91.8	195	89.8	668	412.0
	羽後町	54	60.8	94	106.4	49	55.9	20	18.8	217	241.9
	東成瀬村	94	47.5	79	49.1	26	12.8	10	4.4	209	113.8
	計	292	190.7	387	303.5	190	160.5	227	113.0	1,096	767.7
合計		1,736	1,729.9	3,595	3,628.7	2,488	2,619.1	2,220	2,044.4	10,039	10,022.1

# 北秋田市の農地中間管理事業の実績

市町村名	耕地面積 (ha)	26年から29年		機構面積/耕地面積 (%)	関与率 順位
		借受 (集積計画)			
		件数	面積		
東 成 瀬 村	628	209	113.8	18.1	1
美 郷 町	6,640	803	944.4	14.2	2
大 仙 市	20,100	1,981	2,254.9	11.2	3
北 秋 田 市	6,370	786	699.3	11.0	4
横 手 市	17,700	1,616	1,688.9	9.5	5
大 館 市	7,710	835	656.6	8.5	6
に か ほ 市	3,720	185	284.0	7.6	7
湯 沢 市	6,730	668	412.0	6.1	8
羽 後 町	4,030	217	241.9	6.0	9
仙 北 市	5,500	297	321.0	5.8	10
秋 田 市	9,210	516	535.0	5.8	11
男 鹿 市	4,770	273	250.3	5.2	12
能 代 市	7,590	378	367.7	4.8	13
井 川 町	1,300	41	62.8	4.8	14
上 小 阿 仁 村	551	19	22.1	4.0	15
三 種 町	5,880	207	222.4	3.8	16
潟 上 市	3,440	92	119.5	3.5	17
五 城 目 町	1,850	68	62.7	3.4	18
鹿 角 市	6,390	277	206.3	3.2	19
由 利 本 荘 市	13,000	441	410.0	3.2	20
藤 里 町	1,000	37	31.3	3.1	21
八 郎 潟 町	833	30	20.6	2.5	22
八 峰 町	2,120	18	42.9	2.0	23
小 坂 町	885	12	15.9	1.8	24
大 潟 村	11,500	33	36.0	0.3	25
	149,447	10,039	10,022.1	6.7	

# 市職員の配置と中間管理担当

## 北秋田市役所

- 本庁舎
  - 第二庁舎（産業部）
    - ↳ 産業部農林課 **農業振興係** → 受付や相談業務を担当  
（係員 8 名 臨時職員 1 名）  
林業振興係
  - 宮前町庁舎
  - 森吉庁舎（建設部・総合窓口センター）
  - 合川庁舎（総合窓口センター）
  - 阿仁庁舎（総合窓口センター）
- このうち、係員 1 名  
臨時職員 1 名で  
中間管理事業を対応

# 北秋田市が実施した農地中間管理事業の進め方

- 農業関連の新規事業は、

「知らなかった。なぜ教えてくれなかったのか。」など言われがち



## 米の生産調整関連の通知に 農地中間管理事業のPRパンフレットを同封

- 次に、旧鷹巣町、旧合川町、旧森吉町と旧阿仁町の 3回

認定農業者向けに説明会を実施

- この事業は地主の理解を得られないと進まない
- 集落単位での理解が必要

各集落単位で説明を聞きたいとの意見があれば、  
昼夜問わず説明会に伺う と伝えている

## 農地中間管理事業の経営転換協力金の手続きについて

- ① 農業委員会（本庁 2F）で「経営農地筆別票」を取得して下さい。同居家族であれば交付しますが、それ以外は委任状が必要です。
- ② 筆別票で農地（田・畑）を確認します。
- ③ 現況が山林や宅地等がある場合は解消する必要があります。また相続登記が済んでいない場合は早期に登記を修正してください。
- ④ 経営地で 999 m<sup>2</sup>までは残せますが、それ以外の農地（田・畑）全てを農業公社に貸し付ける事になります。（水稻や大豆等の部門を辞め、野菜等の部門を継続するケースも可）
- ⑤ 貸し付ける全ての農地について、小作料を耕作者と相談して決めます。地域内のルールづくりが必要と思われます。（畑や転作にしかならない場所は無料でもかまいません）
- ⑥ 筆別票に小作料の金額（10 a あたり）を記入の上、農林課へ提出してください。（FAX 7 2 - 3 2 2 6）
- ⑦ 市農林課で大館法務局から土地の謄本をおろしてきます。
- ⑧ 市農林課で「所有者→農業公社」・「農業公社→耕作者」の契約書を作成します。
- ⑨ 所有者の用意するもの「実印・印鑑証明書・小作料受取の口座番号」
- ⑩ 耕作者の用意するもの「実印・印鑑証明書・小作料引落しの口座番号・その口座の届出印」
- ⑪ できるだけ所有者・耕作者の双方が立会いのもと、契約書に署名・捺印します。
- ⑫ 平成 26 年度の貸借は終了しています。今後は 7 月に受け手の公募後に貸借をすすめることとなります。
- ⑬ 離農の給付金は平成 27 年予算となりますので、申請等については平成 28 年 3 月頃に郵送でのやり取りを予定しております。
- ⑭ 離農者への給付金は平成 28 年 3 月下旬か 4 月上旬になります。

初年度に受け取るべき小作料から、農業公社の手数料 5 千円が差し引かれて口座に入ります。2 年目から 10 年目までは引かれません。

### 農地中間管理事業の地域集積協力金について（坊沢地区）

- ① 坊沢地区のエリアを決めます。一度決めたら変更は出来ませんので十分に検討してください。沢の部分を除くことは出来ませんが、集積できそうな場所を追加することは可能です。
- ② 田：約254ha 畑：約23ha 合計：277haが分母になると思われます。
- ③ エリアの中で既に貸借している部分（農業委員会やJA円滑化団体）を全て解約して農地中間管理機構に貸付けます。機構に貸付けられた面積が分子になり集積率が算出されます。
- ④ 毎年12月までに貸付けられた面積で集積率を算出する事になりますので、現在から10月頃までに契約を済ませましょう。
- ⑤ 亡くなっている人の名義になっている土地は相続を済ませてください。
- ⑥ 法務局の地目が農地（田・畑）であるが、現況が農地以外（山林・原野・宅地・耕作放棄地）になっている場合は早急に解消しましょう。
- ⑦ 予算の枠を超えた要望がある場合は、新規に担い手へ集積された面積が大きい地区から優先的に配分する（平成26年度）事になっています。平成26年度に担い手以外が耕作していた部分を積極的に集積する事が重要です。平成27年度と平成28年度では単価が大きく変わります。
- ⑧ 何処を誰にいくらで耕作してもらうかを決めます。地域で農地の条件により単価設定すべきです。
- ⑨ 地域集積協力金は、地域で汗をかいた労力としての意味合いがあります。その使い道を地域で決めてください。
- ⑩ 地域集積協力金を受けるための組織と通帳が必要です。他の通帳で受けると明確な仕分けが困難になる場合がありますので、明確な経理をするためにも必要です。

※農業者の代表の役職（土地改良区・農業共済組合・農協・農業委員会等）には耕作要件を附しているものもあるようです。それぞれの組織にご確認ください。

# 現 狀



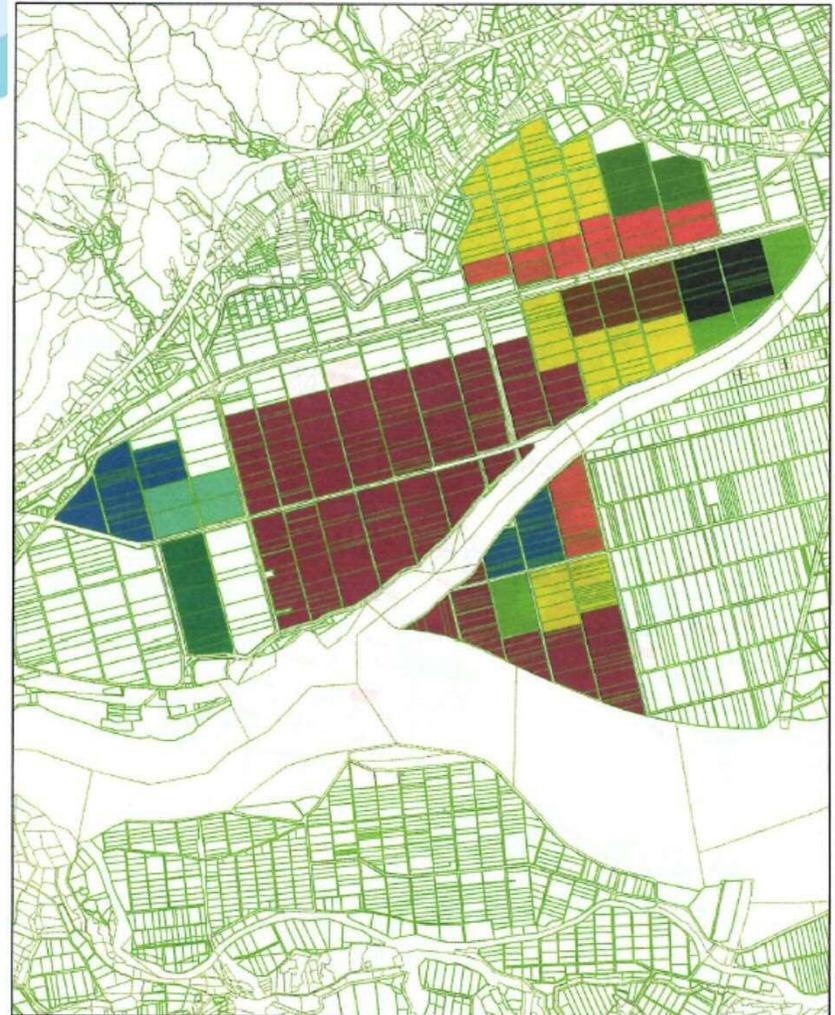
■ J 10 筆 計 50691.00 m <sup>2</sup> 耕作者 1 人	■ G 30 筆 計 54406.00 m <sup>2</sup> 耕作者 1 人	■ F 31 筆 計 55297.00 m <sup>2</sup> 耕作者 1 人	■ H 240 筆	■ E 14 筆 計 43712.00 m <sup>2</sup> 耕作者 1 人	■ D 29 筆 計 58861.00 m <sup>2</sup> 耕作者 3 人	■ C 122 筆	■ B 61 筆 計 126910.00 m <sup>2</sup> 耕作者 1 人	■ A 49 筆 計 110627.00 m <sup>2</sup> 耕作者 1 人	■ I 24 筆 計 54914.00 m <sup>2</sup> 耕作者 1 人	計 646420.00 m <sup>2</sup> 耕作者 1 人	計 265278.00 m <sup>2</sup> 耕作者 3 人
---	---	---	--------------	---	---	--------------	--	--	---	---------------------------------------	---------------------------------------



1:20000



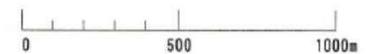
# 配 分 案



■ A 42 筆 計 110582.00 m <sup>2</sup> 耕作者 11 人	■ B 45 筆 計 126641.00 m <sup>2</sup> 耕作者 13 人	■ C 86 筆	計 265842.00 m <sup>2</sup> 耕作者 28 人	■ D 17 筆 計 61272.00 m <sup>2</sup> 耕作者 10 人	■ E 4 筆 計 45115.00 m <sup>2</sup> 耕作者 2 人	■ F 12 筆 計 55351.00 m <sup>2</sup> 耕作者 7 人	■ G 9 筆 計 55893.00 m <sup>2</sup> 耕作者 4 人	■ H 177 筆 計 637127.00 m <sup>2</sup> 耕作者 39 人	■ I 12 筆	計 55506.00 m <sup>2</sup> 耕作者 8 人	■ J 6 筆 計 50529.00 m <sup>2</sup> 耕作者 2 人
---	---	-------------	--	--	--	---	--	--	-------------	--------------------------------------	--



1:15000



# 經營農地筆別票

印刷 平成27年 3月12日

A

【經營土地の總括表】

住所 北秋田市 [住所]				電話 [電話]	
地域	大字	集落	世帯	世帯責任者	専業別
005213	000062	000112	[住所]	[住所]	(印)

	所有農地		自作地		貸付地		借入地		總經營農地	
	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )
田	9	8,080	1	76	8	8,004	0	0	1	76
畑	2	1,698	2	1,698	0	0	0	0	2	1,698
樹園地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農地計	11	9,778	3	1,774	8	8,004	0	0	3	1,774

土地の所在				地目 現況地目 台帳地目	登記面積(m <sup>2</sup> ) 実面積 本地面積	区分 農振 都計	所有者名 (コード)	所有 状態	耕作 内容	土地の貸借 耕作(借受)者 (コード)	始期・終期 10a 賃借料	制度・特例の状況 農年 特処	相続 猶予	生産 緑地	他の 特例	田 簿化	地図情報 農地云貸	
地域名 (コード)	大字名 (コード)	集落名 (コード)	本番 枝番															
北秋田市	本城	[住所]	160	1	畑	農用内	[住所]											
(000100)	(000302)	(000078)			963		( 30326429)											
北秋田市	本城	[住所]	229	5	田	農用内	[住所]		利用 貸	農事組合法人柴田農園 ( 050015033)	H.25/05/10 H.35/05/09 10,157	対象外						
(000100)	(000302)	(000078)			476		( 30326429)											
北秋田市	本城	[住所]	229	6	田	農用内	[住所]		利用 貸	農事組合法人柴田農園 ( 050015033)	H.25/05/10 H.35/05/09 10,157	対象外						
(000100)	(000302)	(000078)			1,074		( 30326429)											
北秋田市	本城	[住所]	108	2	田	農用内	[住所]											
(000100)	(000302)	(000094)			76		( 30326429)											
北秋田市	本城	[住所]	195	5	畑	農用外	[住所]											
(000100)	(000302)	(000094)			735		( 30326429)											
北秋田市	本城	[住所]	323		田	農用内	[住所]		利用 貸	農事組合法人柴田農園 ( 050015033)	H.25/05/10 H.35/05/09 10,157							
(000100)	(000302)	(000094)			1,410		( 30326429)											
北秋田市	本城	[住所]	345		田	農用内	[住所]		利用 貸	農事組合法人柴田農園 ( 050015033)	H.25/05/10 H.35/05/09 10,157							
(000100)	(000302)	(000094)			929		( 30326429)											
北秋田市	本城	[住所]	346		田	農用内	[住所]		利用 貸	農事組合法人柴田農園 ( 050015033)	H.25/05/10 H.35/05/09 10,157							
(000100)	(000302)	(000094)			1,002		( 30326429)											
北秋田市	本城	[住所]	347		田	農用内	[住所]		利用 貸	農事組合法人柴田農園 ( 050015033)	H.25/05/10 H.35/05/09 10,157							
(000100)	(000302)	(000094)			1,005		( 30326429)											
北秋田市	本城	[住所]	348		田	農用内	[住所]		利用 貸	農事組合法人柴田農園 ( 050015033)	H.25/05/10 H.35/05/09 10,157							
(000100)	(000302)	(000094)			1,008		( 30326429)											
北秋田市	本城	[住所]	349		田	農用内	[住所]		利用 貸	農事組合法人柴田農園 ( 050015033)	H.25/05/10 H.35/05/09 10,157							
(000100)	(000302)	(000094)			1,100		( 30326429)											

事業年度	区 分	面積 (ha)	金額 (千円)	対 象
26年度	機構借入面積	49.00		
	経営転換交付金	40.00	18,300	41戸
27年度	機構借入面積	307.10		
	経営転換交付金	120.41	74,900	189戸
	耕作者集積協力金	33.63	6,700	163筆
	地域集積協力金	183.30	50,001	5団体
28年度	機構借入面積	154.14		
	経営転換交付金	128.61	61,800	140戸
	耕作者集積協力金	24.20	2,420	135筆
	地域集積協力金	63.38	10,651	3団体
29年度	機構借入面積	159.23		
	経営転換交付金	124.97	42,126	137戸
	耕作者集積協力金	21.83	1,878	178筆
	地域集積協力金	106.45	16,868	9団体
合 計			285,644	

< 県内初の農地中間管理機構関連ほ場整備事業！！ >

近隣法人と連携した、えだまめの園芸メガ団地化 堂ヶ岱地区（北秋田市）



- 昭和26年の積寒事業で10a区画に整備
- 用排兼用の土水路で維持管理が困難
- 水はげが悪く、転作に不適
- 狭小な農道で作業機械のすれ違い困難

- 地区の7割を大区画化
- 水路装工、用排水路分離による水管理の省力化
- 暗渠排水・地下かんがい整備による汎用農地の造成
- 大型農業機械、車がすれ違い可能な幅広い農道を整備

<< 事業量 >>

整地工	A=21.3ha	道路工	L=4.6km	暗渠排水工	A=21.3ha
用水路工	L=3.5km	排水路工	L=5.3km		



ほ場整備により農地を汎用化し、えだまめをブロックローテーションすることで生産額を1.4倍に



### 園芸メガ団地「鷹巣地区」の概要 (ネットワーク型)

平成29年度に事業着手、3法人が出資して設立した「たかのすファーム」が収穫・選別・出荷。ネットワーク型大規模えだまめ産地を育成。

販売目標 **1億2千万円！！**

本地区 向黒沢ファーム

園芸メガ団地育成事業 (株)たかのすファーム

メガ団地整備内容  
集出荷施設  
予冷施設、収穫機等

坊沢営農組合      めかさわ

えだまめ作付計画・販売目標

園芸メガ団地 鷹巣地区へ	平成29年度	平成30年度	平成31年度
作付面積	12.8ha	39.0ha	55.0ha
販売目標	28,000千円	85,000千円	120,000千円

# 『あきた型ほ場整備』の推進により高収益農業を目指して 大沢地区（北秋田市）

## 1. 位置図



## 2. 地区現状



- 中山間地域の典型的な農地(沢部:1,2,6工区)
- 用排兼用の土水路で維持管理が困難
- 水はけが悪く、転作に不適
- 狭小な農道で作業機械のすれ違い困難

## 3. 整備計画



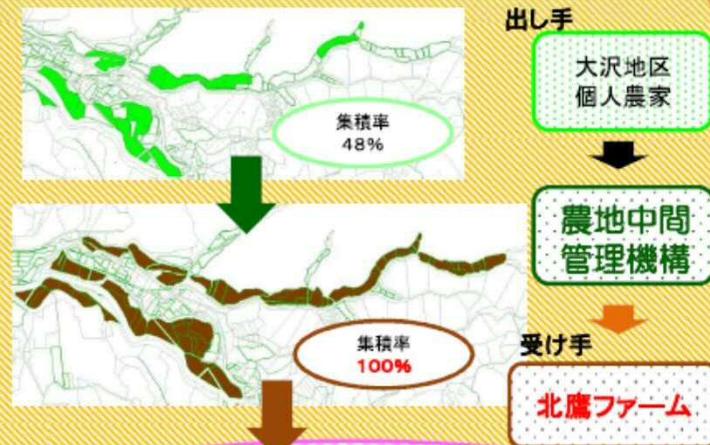
- 沢部の工区については、必要最小限の整備水準とする。
  - ・地形を利用した用排兼用水路を採用し、また、農道を既存利用するなどの**コスト縮減**
- 平場の工区については、通常のほ場整備水準とする。
  - ・用排分離の水路装置による**水管理の省力化**
  - ・すれ違い可能な幅広い農道整備
- 暗渠排水・地下かんがい整備による汎用農地の造成

### ＜事業量＞

整地工 A=14.6ha    道路工 L=1.4km    暗渠排水工 A=14.6ha  
 用水路工 L=1.4km    排水路工 L=3.3km

## 4. 営農計画

農地中間管理事業を活用し農地すべてを既設法人へ



農地中間管理機構関連ほ場整備事業による基盤整備の実施！

## ◆◆◆◆◆高収益作物関連支援事業の活用◆◆◆◆◆

高収益作物導入に向け一貫した対策を実施！

	1年目(H30)	2年目(H32)	3年目(H33)	4年目(H34)	5年目(H35)
ハード			土層改良 ・客土 A=50a	営農環境整備支援 ・農作物被害防止施設 L=3km	
ソフト	高収益作物転換推進費(定額) ・土壌分析 ・現場研修会等	高収益作物転換推進費(定額) ・効果的な転作体系の検討 ・技術習得方法の検討と実践			高収益作物導入支援(定率) ・新規導入作物1年目の種子、肥料等への支援

## 農地耕作条件改善事業

【29,832(23,562)百万円】

### 対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

### <背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要です。
- ・このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

### 政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

### <主な内容>

1. 農地集積推進型（新規）（農地集積・集約化の推進を図る場合）  
一定以上の事業規模、農地集積・集約化率の向上等を要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を実施。事業工種は「2. 地域内農地集積型」の定率助成に準ずるが、単独実施は区画整理、農地造成、暗渠排水のみ可能。  
○集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%（国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担））
2. 地域内農地集積型（地域内の農地集積を計画的に実施する場合）  
○定額助成：区画拡大、暗渠排水、水路等の更新整備 等  
※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算  
○定率助成：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設、管理省力化支援 等
3. 高収益作物転換型（農地集積を図りつつ、高収益作物への転換を図る場合）  
「2. 地域内農地集積型」の事業内容に加え、以下の取組が可能。  
○定額助成：プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握 等  
○定率助成：実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援 等

### ※ 事業の特徴

- (1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- (2) 事業実施年度での採択申請が可能（複数回受付）、総事業費は10億円未満
- (3) 必要なハードとソフトを組み合わせ、最大5年（ハードは最大3年）
- (4) 農地中間管理機構との連携概要を策定

補助率：定額、1/2等  
事業実施主体：1. について、都道府県  
2. 及び3. について、農地中間管理機構、都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

# 農地耕作条件改善事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を推進することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援。

## 1. 事業内容

### 《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

#### ○定額助成

- ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等<sup>(※1)</sup>
- ・ 1地区あたり上限300万円(年基準額)の条件改善促進支援 等

(※1) 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

#### ○定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

### 《農地集積推進型(新規)》最大5年（ハードは最大3年）

事業規模、農地集積・集団化等を実施要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。

- ①機動的な基盤整備：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）
- ②集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

#### 【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、1ha(中山間等は0.5ha)以上の連坦化した農地であること
- 総事業費が1,000万円以上の都道府県営事業であること
- 目標年度(事業完了後3年)までに、①担い手への農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積され、また、②担い手への農地集団化率が向上し、概ね8割以上となること

### 《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

#### ① 高収益作物転換プラン作成支援(最大2年)

#### ○定額助成<sup>(※2)</sup>

- ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

#### ② 農地耕作条件改善(最大5年(ハードは最大3年))

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入(タマネギの収穫)

#### ③ 高収益作物導入支援(最大5年)

#### ○定額助成<sup>(※2)</sup>

- ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

#### ○定率助成

- ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

(※2) プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円(年基準額)を支援

#### 【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2者以上(土地所有者含む)が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

## 2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域(これらを受益とする施設も対象)
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2者以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

## 3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・ 《農地集積推進型》は、都道府県のみ



これなら  
思い通りの  
農業が  
できるわ!



**ご静聴ありがとうございました**